

多量排出事業者による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物） 処理計画等の報告制度について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）第 12 条第 9、10 項及び第 12 条の 2 第 10、11 項の規定に基づき、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を多量に排出する事業者（多量排出事業者）は、4 月 1 日から 6 月 30 日までに、処理計画書及び実施状況報告書を提出することが義務付けられています。対象となる事業者及び提出方法は以下のとおりですので、該当する場合は提出をお願いします。

対 象

- その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者で、
 - ・ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が1,000トン以上
又は
 - ・ 特別管理産業廃棄物 の前年度の発生量が 50トン以上
→産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書を提出
- 前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書を提出した事業者
→産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画実施状況報告書を提出

提出方法

○以下のいずれかの方法により提出してください。

〈紙様式による提出〉

事業場の所在地を管轄する地域振興事務所又は資源循環推進課に、正 1 部、副 1 部を持参または郵送（副 1 部は受付後、返却するので、郵送の場合は返信用封筒を同封）

〈電子媒体による提出〉

事業場の所在地を管轄する地域振興事務所又は資源循環推進課に、CD-ROM 等の電子媒体 1 部を持参または郵送（電子メールは不可）

〈ちば電子申請サービスによる提出〉

県ホームページの「ちば電子申請サービス」から手続きを実施

○提出時期

平成 26 年 4 月 1 日～6 月 30 日

制度の詳細及び様式については、資源循環推進課のホームページに掲載しています
ホームページ：<http://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/haishutsu/keikaku.html>

<参考>

産業廃棄物排出量のとらえ方

産業廃棄物排出量とは、事業活動に伴って発生する産業廃棄物の量であり、有価物を含む全ての目的物以外の物のうち、何らの処理を加えず有償で売却したものの量を引いた量を指します。

【排出量のとらえ方】

- ① 生産工程の中で減量操作等を経て発生する場合には、その発生時点での量とする。
- ② 生産工程を経た後に事業場内にある施設等で廃棄物の処理（中間処理）が行われる場合には、その処理工程の前での量とする。
- ③ 自ら直接再生利用する、あるいは中間処理することにより発生した産業廃棄物を減量化・再資源化する場合については、その再生利用、中間処理の前での量とする。

処理計画・実施状況報告の作成単位

①製造業等

千葉県内の事業場（千葉市、船橋市及び柏市を除く）ごとに処理計画等を作成します。多量排出事業者に当たるかどうかは事業場ごとの排出量で判断します。

- 処理計画等を作成する場合、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、処理計画等の中に関連会社の事業場から生じる産業廃棄物の処理を含めることができる。
- また、事業者が千葉県内（千葉市、船橋市及び柏市を除く）に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合であって、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて多量排出事業者該当するかどうかの判断を行い、処理計画等の作成はそれらの区域内の施設を管理している支店等が行うこととする。

②建設業等

千葉県内（千葉市、船橋市及び柏市を除く）の作業所（現場）を管理する支店等ごとに処理計画等を作成します。多量排出事業者に当たるかどうかは、支店等が管理する各作業所からの排出量を合わせて判断します。

- 処理計画等を作成する際、同一敷地内の関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、作成する処理計画等の中には関連会社の事業場から生じる産業廃棄物の処理を含めることができることとします。
- 建設工事等における排出事業者には、元請業者が該当することとします。

千葉県環境生活部資源循環推進課

電話：043-223-2760

H P： <http://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/haishutsu/keikaku.html>

○ お問い合わせは、各地域振興事務所（地域環境保全課）でも受け付けています。